

公害防除関連融資 融資条件等

◎ 融資の対象は

1 公害防除施設

県内の工場・事業場（新設・増設の場合を含みます。）の公害を防止するために必要な施設の設置及び改善に要する経費

融資対象	施設例
大気汚染関係	集じん施設、有害ガス（特定フロン等を含む。）除去施設、排煙脱硫施設、低NO _x 燃焼施設
水質汚濁関係	汚水処理施設、地下水汚染防止施設、合併処理浄化槽
騒音・振動関係	防音施設、防振施設
地盤沈下関係	水源転換施設、水の循環施設、水の再生使用施設
土壌汚染関係	汚染土壌処理装置、遮断層
悪臭関係	燃焼施設、洗浄施設、吸着施設
産業廃棄物関係	脱水施設、焼却施設
測定機器関係	水質自動計測機器、排水流量計、SO ₂ 測定装置

※産業廃棄物処理業者の方は、処理施設に附帯する公害防除施設の設置及び改善に要する経費並びに測定機器の購入に要する経費

2 工場移転

現在地で公害を防止することが困難なため移転し、移転先（県内に限ります。）で公害を防止するために必要な措置を講ずる場合における当該移転及び必要な措置に要する経費（ただし、産業廃棄物処理業者の方を除きます。）

- (1) 移転先は原則として工業専用地域、工業地域又は地方公共団体が造成した工業団地であること。
- (2) 移転先で公害の発生するおそれがないこと。
- (3) 移転跡地に生産施設を残さないこと。また、工場として売却しないこと。

◎ 融資の条件は

区分	公害防除施設	工場移転
融資限度額	1億5,000万円	
融資期間・利率	1年超5年以内／年1.1%以内 5年超7年以内／年1.2%以内 7年超10年以内／年1.3%以内	
利子補給率	支払利子額の60% （ただし融資額5,000万円を上限として利子補給を行う。）	支払利子額の60% （ただし融資額7,000万円を上限として利子補給を行う。）
返済方法	据置1年以内・元金均等分割返済を原則とします。	
担保	原則として要しません。ただし、県信用保証協会の無担保保証限度額を超過する場合を除きます。	

保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証は要しません。
信 用 保 証	原則として県信用保証協会の信用保証を必要とします。

※融資利率は、変更することがあります。

※融資後、公害関係法令等を遵守しなかった場合は、利子補給の停止を行うことがあります。

◎ 必要な書類は

事前相談の際には、○印の書類をお持ちください。

1	公害防除施設の整備等に係る計画書（移転の場合は、移転計画書も必要）
②	工場付近の見取図及び騒音・振動防止対策の場合は、用途地域証明書（移転の場合は、移転先も必要）
③	敷地内の建物、主要機械、処理施設、揚水設備等の配置図（移転の場合は、移転先も必要）
④	作業工程の流れ図(公害発生工程を明示したもの)及び公害発生状況を説明する書類（測定データ等）
⑤	環境対策の設計図書（仕様書、フローシート、設計計算書、実験データ、カタログ、保証書の写し、図面）
6	処理施設から出る廃棄物の処理計画書並びに収集・運搬業者及び処分業者とのそれぞれの契約書の写し（処分先が県外、名古屋市内、豊橋市内、岡崎市内又は豊田市内の場合は、委託する収集・運搬業者及び処分業者に係る処分先の都道府県知事又は市長の許可証の写しも必要）
⑦	見積書の写し（最終見積りであること）
8	県税納税証明書（法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、個人事業税及び自動車税に未納がないことの証明書）
9	中小企業者であることが確認できる書類（決算書等）
⑩	公害関係法令による許可、届出及び報告の写し（産業廃棄物処理業者が申請する場合は、産業廃棄物処理業許可証の写しも必要）
11	公害防止協定書の写し（公害防止協定を締結する場合）
12	整備前及び整備後の土地、建物の使用面積が確認できる書類（登記簿謄本、売買契約書の写し等。土地又は建物の取得費を対象経費として申請する場合）
13	建築確認通知書の写し（工場等を建設する場合）
14	その他法令による手続きが完了していることが確認できる書類